

## 第3章 目指すべき姿

### 愛着と誇りを持てる「美しい宮崎」の創造と継承

本県は美しい景観の宝庫です。緑豊かな山々や清らかな河川、雄大な海、それらを背景として広がる田園風景や集落の景観、そこで営まれる生活文化や神話の世界を今に伝える神楽などは、私たちに郷土への愛着と誇りを抱かせます。

これらは、先人たちが自然と共生した暮らしの中で、世代を超えて守り、育んできた、県民共有の貴重な財産です。

その恩恵を享受する私たちのみならず、子や孫たちの世代も愛着と誇りを持って郷土に暮らし続けられるよう、私たちは、受け継いだ景観を守ることはもちろんのこと、より価値の高いものへと磨き上げ、地域資源として観光をはじめとした地域間交流にも大いに活用することにより、「美しい宮崎」を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、条例で定める基本理念に基づき、

- ①今を生きる私たちのみならず、将来を担う子どもたちのためにも、
- ②県民が地域に対する愛着と誇りを育むように、
- ③訪れる人々へのもてなしの心を持って、
- ④一人ひとりが今できることに、
- ⑤みんなの力を合わせて取り組むことにより、

「愛着と誇りを持てる『美しい宮崎』の創造と継承」を目指します。

このことを踏まえ、本計画の期間である平成29年度から平成38年度までの10年間では、国民文化祭や国民体育大会の本県開催が見込まれることなどを好機と捉え、身近な場所から居住する「まち」、そして県内全域に「美しい宮崎づくり」を広げます。

